

市第 177 号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、 運営等の基準に関する条例等の一部改正

1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）の改正に伴い、指定障害福祉サービス事業等の人員、設備、運営等の基準に関する省令等（以下、「基準省令等」という。）の改正が平成30年1月18日に公布され、30年4月1日に施行されます。

この基準省令等の改正に伴い、それを基に制定した関係条例等の一部を改正する必要がありますので提案します。

2 改正が必要な条例（全 3 条例）

- (1) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
（平成24年12月28日条例第64号）以下①とする。
- (2) 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
（平成24年12月28日条例第65号）以下②とする。
- (3) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
（平成24年12月28日条例第66号）以下③とする。

3 具体的な改正内容

国の基準省令等で示された次の内容を改正します。なお、改正内容がいずれの条例に含まれるものかは、以下の各項目末尾に記載した①～③に示しています。

(1) 新サービスに関する基準の策定：①

ア 指定就労定着支援

通所型障害福祉サービスを利用した後、一般企業へ就職した障害者に対し、就労定着支援員が就労の継続を図るための支援を行う事業について、支援内容、人員、実施主体、設備等の基準について定めます。

人員についての基準

- （就労定着支援員） ・利用者40人に対し1人以上
- （サービス管理責任者） ・利用者60人以下：1人以上
- ・利用者61人以上：1人に、利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- ・1人以上は常勤でなければならない。

イ 指定自立生活援助

入所施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対し、地域生活支援員が定期的な訪問や随時に必要な対応を行う事業について、支援内容、人員、実施主体等の基準について定めます。

人員についての基準

- (地域生活支援員) ・利用者25人に対し1人を標準とし、1人以上が必須
(サービス管理責任者) ・利用者30人に対し1人以上

(2) 「日中サービス支援型指定共同生活援助」の基準策定：①

指定共同生活援助（グループホーム）について、日中サービスの提供を認める場合の支援内容、人員基準、運営、設備等の基準について定めます。

人員についての基準

- (世話人) ・夜間及び深夜以外の時間帯における世話人の総数 利用者5人に対し1人以上
(生活支援員) ・夜間及び深夜以外の時間帯における生活支援員の総数 次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

- (サービス管理責任者) ・利用者30人に対し1人以上

・また、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者を置く。(宿直勤務を除く。)

(3) 「共生型サービス」の基準策定：①

介護保険サービス等の指定を受けた事業所であれば、対応する障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の事業所として指定を受けられるよう、特例を設けます。

障害福祉サービス		介護保険法、児童福祉法によるサービス
居宅介護	⇔	訪問介護
生活介護	⇔	通所介護、地域密着型通所介護、 児童発達支援、放課後等デイサービス
	←	小規模多機能型居宅介護
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	⇔	通所介護、地域密着型通所介護
	←	小規模多機能型居宅介護
短期入所	⇔	短期入所生活介護
	←	小規模多機能型生活介護

(4) 指定自立訓練の対象者要件の削除：①

リハビリや生活訓練を行う「指定自立訓練」について、事業対象者についての記載を削除し、障害種別を問わず事業を利用できるようにします。

(5) 指定重度障害者等包括支援の基準変更：①

支援計画の名称を「重度障害者等包括支援サービス利用計画」から「重度障害者等包括支援計画」に変更する等の改正を行います。

(6) 多機能型事業所で行う事業の追加：①③

異なるサービスを一体的に行う「多機能型事業所」において実施できる事業に、児童福祉法に新たに位置づけられた「指定居宅訪問型児童発達支援（※）」（平成30年4月開始）を追加します。

（※）指定居宅訪問型児童発達支援…重症心身障害児などで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児を対象に、作業療法士などが居宅を訪問し療育を行うサービス。

(7) 指定共同生活援助における特例の3年延長：①

グループホームにおいては、グループホームの生活支援員による支援が原則ですが、重度の障害者に対する介護については、一時的に職員の加配が必要な場合があるため、現在は特例として居宅介護サービスの提供が外部から受けられることになっています。この特例の期間を3年延長し、平成33年3月末までとします。

(8) 生活介護・自立訓練事業者に対する努力義務の追加：①③

生活介護（デイサービス）・自立訓練の事業者に対し、利用者が一般企業に就職した後6か月間、職場への定着のための支援について努めることを追加します。

(9) 就労移行支援事業者に対する義務の追加：①③

就労移行支援のサービス内容に、職場への通勤訓練を行うことを追加します。

(10) 障害者支援施設・福祉型障害児入所施設の一体的な運用の期限の設定：②

福祉型障害児施設入所中に18歳を迎えた障害者は原則として障害者支援施設（18歳以上の障害者の入所施設）や地域に移行することとされており、この移行に努めていますが、これが困難な方もいるため、福祉型障害児施設への継続的な入所を特例として認める運用を、平成33年3月末までとします。

4 条例の施行予定日

平成30年4月1日

(1) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (①)

(3) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 (③)

※二重下線は改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
1	就労定着支援の基本方針 【①指定基準：第194条の2】	就労定着支援では、企業での就労の継続を図るために必要な関係機関、本人との連絡調整その他の支援を行うことを定義。 【新設】	<u>就労定着支援事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法第5条第15項の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、同項の期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u>
2	就労定着支援の人員基準 【①指定基準：第194条の3】	就労定着支援で置くべき人員を以下の通り定める。 就労定着支援員 ・利用者40人に対し1人以上 サービス管理責任者 ・利用者60人以下：1人以上 ・利用者61人以上：1人に、利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ・1人以上は常勤でなければならない。 【新設】	<u>事業所に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。</u> <u>指定就労定着支援事業者は次に掲げる員数をサービス管理責任者として置くものとする。</u> (1) <u>利用者の数が60人以下 1人以上</u> (2) <u>利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u> <u>サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u>
3	設備及び備品 【①指定基準：第194条の5、194条の16】	就労定着支援・自立生活援助事業者が、事業の運営に必要な設備や備品を備えることを定める。 【新設】	<u>事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するとともに、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</u>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
4	<p>就労定着支援のサービス管理責任者の業務</p> <p>【①指定基準：第194条の6】</p>	<p>就労定着支援事業におけるサービス管理責任者の業務について、個別支援計画の策定等、他のサービスと同様の業務のほか、</p> <p>(1) 利用者の心身の状況や他のサービスの利用状況の把握</p> <p>(2) 必要な支援を行うこと</p> <p>(3) 他の従業者に対する技術指導・助言等を行う</p> <p>こと定める。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>サービス管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>利用申込者の利用に際し、その利用者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用者に対する心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u></p> <p>(2) <u>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u></p>
5	<p>就労定着支援の実施主体</p> <p>【①指定基準：第194条の7】</p>	<p>就労定着支援事業を行う事業者について、過去3年において平均1人以上、障害者を一般企業へ就職させた実績のある指定事業所（生活介護、就労移行、就労継続、自立訓練）であることを定める。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>指定就労定着支援事業者は、過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。</u></p>
6	<p>就労定着のための支援</p> <p>【①指定基準：第194条の8】</p>	<p>就労支援事業者が行う支援内容について、関係機関を含めた連絡調整や、月に1回以上の本人及び職場への支援について努力義務を定める。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>指定就労定着支援事業者は、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者及びその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を提供しなければならない。</u></p> <p><u>指定就労定着支援事業者は、支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。</u></p>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
7	就労定着における離職者の支援 【①指定基準：第194条の9】	就労定着支援サービス利用中に離職した障害者で、再就職を希望する者への支援を義務付ける。 【新設】	<u>指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供する期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。</u>
8	運営規程 【①指定基準：第194条の10】	就労定着支援事業者が定めるべき運営規程の内容について、定める。 【新設】	<u>指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u> <u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u> <u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u> <u>(3) 営業日及び営業時間</u> <u>(4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u> <u>(5) 通常の事業の実施地域</u> <u>(6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</u> <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) その他運営に関する重要事項</u>
9	記録の整備 【①指定基準：第194条の11】	指定就労定着支援事業者が整備すべき記録について、定める。 【新設】	<u>指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u> <u>指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。</u> <u>(1) 指定就労定着支援の提供の記録</u> <u>(2) 就労定着支援計画</u> <u>(3) 市町村への通知に係る記録</u> <u>(4) 苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録</u>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
10	<p>自立生活援助の基本方針</p> <p>【①指定基準：第194条の13】</p>	<p>自立生活援助では、地域において自立した生活ができるよう、定期的な巡回や随時の通報を受け、訪問等による相談や助言等を行うことを定義。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的に行われるものでなければならない。</u></p>
11	<p>自立生活援助の従業者の員数</p> <p>【①指定基準：第194条の14】</p>	<p>就労定着支援に置くべき人員を以下の通り定める。</p> <p>地域生活支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに1人以上が必須 ・利用者25人に対し1人を標準とする。 <p>サービス管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者30人に対して1人以上 <p>【新設】</p>	<p><u>指定自立生活援助事業者が指定自立生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに1人以上</u></p> <p>(2) <u>サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</u></p> <p><u>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</u></p> <p><u>イ 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p><u>(1) の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。</u></p>
12	<p>自立生活援助の実施主体</p> <p>【①指定基準：第194条の17】</p>	<p>自立生活援助を行う事業者は、指定障害福祉サービスのうち、訪問系サービス、入所施設やグループホーム等、相談支援事業者でなければならない旨を規定。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、規則第25条第6号の宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行うものに限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。</u></p>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
13	<p>定期的な訪問による支援</p> <p>【①指定基準：第194条の18】</p>	<p>自立生活援助事業者に対し、おおむね週に1回以上利用者を訪問することにより支援することを定める。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</u></p>
14	<p>随時の通報による支援等</p> <p>【①指定基準：第194条の19】</p>	<p>自立生活援助事業者に対し、利用者からの通報があった場合には速やかに状況を把握し、必要な措置を講じなければならないことを定める。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況の把握を行わなければならない。</u></p> <p><u>指定自立生活援助事業者は、状況の把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。</u></p> <p><u>指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。</u></p>
15	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助の基本方針</p> <p>【①指定基準：第200条の7】</p>	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助の事業では、常時の支援体制を確保し、利用者の状況に応じて相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を効果的に行う者であることを定める。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
16	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助の人員基準</p> <p>【①指定基準：第200条の8】</p>	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助に置くべき人員について、以下のとおり規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世話人：利用者5人に対し1人以上 ・生活支援員：利用者の障害支援区分に応じ、アからエまでに掲げる数の合計数以上。 ア：区分3に該当する利用者の数を9で除した数 イ：区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ウ：区分5に該当する利用者の数を4で除した数 エ：区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 ・サービス管理責任者：利用者30人に対し1人以上 ・夜勤を行う世話人もしくは生活支援員を1人以上置く ・従業者のうち1人以上は常勤でなければならない <p>【新設】</p>	<p><u>夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上</u></p> <p><u>夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における生活支援員の総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</u></p> <p><u>ア 区分3に該当する利用者の数を9で除した数</u></p> <p><u>イ 区分4に該当する利用者の数を6で除した数</u></p> <p><u>ウ 区分5に該当する利用者の数を4で除した数</u></p> <p><u>エ 区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</u></p> <p><u>サービス管理責任者 事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</u></p> <p><u>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</u></p> <p><u>イ 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p><u>前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の当該時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員を置くものとする。</u></p> <p><u>従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
17	日中サービス支援型指定共同生活援助の設備 【①指定基準：第200条の10】	日中サービス支援型指定共同生活住居について、地域住民との交流の機会が確保される地域にあること等を規定。 【新設】	<u>日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又はこれと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</u>
		日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の定員を4人以上とする。 【新設】	<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。</u>
		共同生活住居の設備を、利用者の特性に応じ工夫する。 【新設】	<u>共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。</u>
		共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とする。1の建物に複数の共同生活住居を設ける場合、利用定員の合計は原則として20人以下とする。 【新設】	<u>共同生活住居の数は1の建物につき1とし、その入居定員は2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとし、当該複数の共同生活住居の入居定員の合計は、20人以下とする。</u>
		既存の建物を共同生活住居とする場合は、入居定員を2人以上20人以下（特に必要がある場合は30人以下）とする。 【新設】	<u>既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。</u>
		既存の建物を共同生活住居とした場合の改築の際の規定 【新設】	<u>既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。この場合において、当該入居定員は、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。</u>

		<p>共同生活援助は1以上のユニットを有するものとする。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。</u></p>
		<p>ユニットの入居定員を2人以上10人以下とする。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</u></p>
		<p>ユニットの基準について、</p> <p>(1) 居室の定員は原則1人、必要と認められる場合は2人としてすることができる。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>ユニットの基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 1の居室の定員は、1人としてこと。ただし、利用者のサービスの提供上必要と認められる場合は、2人としてことことができる。</u></p>
		<p>ユニットの基準について、</p> <p>(2) 1つの居室の面積は7.43平方メートル以上とする。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>(2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。</u></p>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
18	日中サービス支援型 指定共同生活援助の 運営主体 【①指定基準：第200条 の11】	日中サービス支援型指定共同生活 援助を行う事業者は、短期入所（併 設型もしくは単独型）事業を合わ せて行う者とする。 【新設】	<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事 業者は、当該日中サービス支援型指定共 同生活援助と同時に指定短期入所（併設 事業所又は単独型事業所に係るものに限 る。）の事業を行う者でなければならな い。</u>
19	日中サービス支援型 指定共同生活援助で 行う介護及び家事 【①指定基準：第200条 の12】	日中サービス支援型指定共同生活 援助で行われる介護・家事につい て、適切な技術を持って行わなけ ればならない。 【新設】	<u>介護は、利用者の身体及び精神の状況に 応じ、利用者の自立の支援及び日常生活 の充実に資するよう、適切な技術をもっ て行わなければならない。</u>
		家事等については、原則として利 用者と従業者が共同で行うよう努 める。 【新設】	<u>調理、洗濯その他の家事等は、原則とし て利用者と従業者が共同で行うよう努め なければならない。</u>
		常時1人以上の従業者を従事させ る。 【新設】	<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事 業者は、常時1人以上の従業者を介護又 は家事等に従事させなければならない。</u>
		利用者本人の負担により、当該事 業所の従業者以外の者からの介護 を受けさせてはならない。 【新設】	<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事 業者は、その利用者に対して、当該利用 者の負担により当該日中サービス支援型 指定共同生活援助事業所の従業者以外の 者による介護又は家事等（日中サービス 支援型指定共同生活援助として提供され る介護又は家事等を除く。）を受けさせ てはならない。</u>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
20	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助で 行う社会生活上の便宜の供与等</p> <p>【①指定基準：第200条の13】</p>	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ、社会生活上必要な支援を適切に行うこと、 ・利用者について他の事業者との連絡調整に努めること、 ・利用者が必要とする行政機関に対する手続きについて、同意を得た上で代行すること、 ・利用者の家族との連携を図り、交流の機会を確保すること <p>等を規定する。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</u></p>
21	<p>短期入所（従業員の員数）</p> <p>【①指定基準：第100条】</p>	<p>短期入所事業の人員に関する基準において、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が短期入所を実施する場合を追加。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>第200条の6の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者</u></p>
22	<p>「共生型障害福祉サービス」の定義</p> <p>【①指定基準：第2条】</p>	<p>今回の改正で追加される「共生型障害福祉サービス」の定義を記載する。【新設】</p>	<p><u>共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。</u></p>
23	<p>共生型居宅介護の人員基準について</p> <p>【①指定基準：第44条の3（1）】</p>	<p>介護保険の訪問介護事業者が、共生型居宅介護の事業を行う場合、両事業の利用者合計に対し、訪問介護事業所として必要な人数を満たすことを要件とすることについて規定する。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>指定訪問介護事業所の従業員の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護を利用する者の数を指定訪問介護を利用する者及び共生型居宅介護を受け利用する者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。</u></p>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
24	共生型居宅介護の運営について 【①指定基準：第44条の3（2）】	介護保険の訪問介護事業者が、共生型居宅介護事業を行う場合、他の事業者等から適切な技術的支援を受けることについて規定する。	<u>共生型居宅介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u>
25	共生型重度訪問介護の人員基準について 【①指定基準：第44条の4（1）】	介護保険の訪問介護事業者が、共生型重度訪問介護の事業を行う場合、両事業の利用者合計に対し、訪問介護事業所として必要な人数を満たすことを要件とすることについて規定する。 【新設】	<u>指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護を利用する者の数を指定訪問介護を利用する者及び共生型重度訪問介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。</u>
26	共生型重度訪問介護の運営について 【①指定基準：第44条の4（2）】	介護保険の訪問介護事業者が、共生型重度訪問介護事業を行う場合、他の事業者等から適切な技術的支援を受けることについて規定する。【新設】	<u>共生型重度訪問介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u>
27	共生型生活介護を行う指定児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者の人員基準 【①指定基準：第95条の3（1）】	児童発達支援・放課後等デイサービスを行う事業者が、共生型生活介護の事業を行う場合、利用者合計に対し、児童発達支援・放課後等デイサービス事業の人員基準を満たすことを要件とする。 【新設】	<u>指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスを受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。</u>
28	共生型生活介護等（生活介護・自立訓練（生活訓練・機能訓練含む）以下同じ。）の運営について 【①指定基準：第95条の3（2）、第95条の4（3）、第95条の5（5）、第149条の3（3）、第149条の4（5）、第159条の3（3）、第159条の4（5）】	共生型生活介護事業を行う場合、他の事業者等から適切な技術的支援を受けることについて規定する。 【新設】	<u>(2) 共生型生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）								
29	共生型生活介護等を行う指定通所介護事業者の設備基準 【①指定基準：第95条の4(1)、第149条の3(1)、第159条の3(1)】	指定通所介護事業者が、共生型生活介護事業を行う場合、通所介護利用者及び生活介護利用者の合計人数に対し、一人当たり3平方メートル以上であることを規定。 【新設】	<u>指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を利用する者の数と共生型生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u>								
30	共生型生活介護等を行う指定通所介護事業者の人員基準 【①指定基準：第95条の4(2)、第149条の3(2)、第159条の3(2)】	指定通所介護事業者が、共生型生活介護事業を行う場合、利用者の合計に対し、通所介護事業所等としての人員基準を満たしていることを規定。 【新設】	<u>指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u>								
31	共生型生活介護等を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録定員 【①指定基準：第95条の5(1)、第149条の4(1)、第159条の4(1)】	指定小規模多機能型居宅介護事業者等が共生型生活介護を行う場合、登録定員を29人以下、「サテライト型」については18人以下にする。 【新設】	<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人以下、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては18人以下とすること。</u>								
32	共生型生活介護等を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の利用定員 【①指定基準：第95条の5(2)、第149条の4(2)、第159条の4(2)】	指定小規模多機能型居宅介護事業者等が共生型生活介護を行う場合、通いサービスの利用定員を、 ・登録定員の1/2～15人 ・登録定員が25名を超える場合は右の表に定める人数、 ・サテライト型にあつては12人までの範囲とする。 【新設】	<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあつては登録定員に応じて次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあつては12人）までの範囲内とすること。</u> <table border="1" data-bbox="938 1756 1375 2002"> <thead> <tr> <th><u>登録定員</u></th> <th><u>通いサービスの利用定員</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>26人又は27人</u></td> <td><u>16人</u></td> </tr> <tr> <td><u>28人</u></td> <td><u>17人</u></td> </tr> <tr> <td><u>29人</u></td> <td><u>18人</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>登録定員</u>	<u>通いサービスの利用定員</u>	<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>	<u>28人</u>	<u>17人</u>	<u>29人</u>	<u>18人</u>
<u>登録定員</u>	<u>通いサービスの利用定員</u>										
<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>										
<u>28人</u>	<u>17人</u>										
<u>29人</u>	<u>18人</u>										

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
33	共生型生活介護等を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の設備基準 【①指定基準：第95条の5（3）、第149条の4（3）、第159条の4（3）】	指定小規模多機能型居宅介護事業者が共生型生活介護を行う場合、居間及び食堂について適当な広さを有すること。 【新設】	<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮する適当な広さを有すること。</u>
34	共生型生活介護等を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の人員基準 【①指定基準：第95条の5（4）、第149条の4（4）、第159条の4（4）】	指定小規模多機能型居宅介護事業者が共生型生活介護を行う場合、利用者合計に対して、母体となる事業の基準を満たした人員を配置することを求めるもの。 【新設】	<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第181条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。</u>
35	共生型短期入所を行う指定短期入所生活介護等の居室の面積基準 【①指定基準：第110条の3（1）】	指定短期入所生活介護等の事業者が共生型短期入所を行う場合、利用者の合計人数に対し、一人当たり10.65平方メートル以上を確保すること。 【新設】	<u>指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室の面積を指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護を利用する者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。</u>
36	共生型短期入所を行う指定短期入所生活介護事業者等の人員基準 【①指定基準：第110条の3（2）】	指定短期入所生活介護事業者が共生型短期入所を行う場合、利用者合計に対して、母体となる事業の基準を満たした人員を配置することを求めるもの。 【新設】	<u>指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等を利用する者の数を指定短期入所生活介護等を利用する者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u>
37	共生型短期入所の運営について 【①指定基準：第110条の3（3）、第110条の4（3）】	共生型短期入所事業を行う場合、他の事業者等から適切な技術的支援を受けることについて規定する。 【新設】	<u>共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
38	共生型短期入所を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の宿泊室の面積基準 【①指定基準：第110条の4（1）】	指定小規模多機能型居宅介護事業者が共生型短期入所を行う場合に、個室以外の宿泊室を設ける場合は、定員一人当たり7.43平方メートルを確保すること。 【新設】	<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートルであること。</u>
39	共生型短期入所を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の人員基準 【①指定基準：第110条の4（2）】	指定小規模多機能型居宅介護事業者等が共生型短期入所を行う場合、利用者合計に対して、母体となる事業の基準を満たした人員を配置することを求めるもの。 【新設】	<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者の数を宿泊サービスを利用する者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u>
40	自立訓練の対象者要件の変更 【①指定基準：第142条、第152条】	自立訓練（機能訓練、生活訓練）の対象者要件を定めた記載を削除し、どの障害種別でも利用できるよう変更。	【削除】
41	重度障害者包括支援のサービス提供責任者の要件 【（1）指定基準：第114条第4項】	重度障害者包括支援のサービス提供責任者について、専任要件の削除	サービス提供責任者のうち1人以上は、 <u>専任かつ</u> 常勤でなければならない。
42	重度障害者包括支援の取扱方針 【①指定基準：第120条第1項、第121条】	重度障害者等包括支援事業者が作成する支援計画の名称を、「サービス利用計画」から「重度障害者等包括支援計画」に変更。	指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項の <u>重度障害者等包括支援計画</u> に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じてその支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
43	重度障害者等包括支援計画の作成 【①指定基準：第121条第2項】	サービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画の策定に際し、担当者会議を開催する等を定めて規定を削除。	【削除】

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
44	「多機能型」の定義 【①指定基準：第2条(6)】、【③最低基準：第2条(3)】	多機能型事業所で行う事業に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定居宅訪問型児童発達支援を加える。	多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業及び就労継続支援B型の事業並びに児童発達支援の事業、医療型児童発達支援の事業、放課後等デイサービスの事業、 <u>居宅訪問型児童発達支援の事業</u> 及び <u>保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うことをいう。</u>
45	共同生活援助 【①指定基準：附則第7項、第8項】	共同生活援助において個人単位で居宅介護等に対応する場合の特例を3年延長する。 また、特例の対象サービスに「日中サービス支援型指定共同生活援助」を追加する。	指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分4、区分5又は区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、 <u>平成33年3月31日</u> までの間、当該利用者について、第199条第3項の規定は、適用しない。
46	職場への定着のための支援の実施 【①指定基準：第87条の2、第149条、第159条】 【③最低基準：第44条の2、第55条、第60条】	生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業者に対し、就労系サービスと同様、職場への定着のための支援について努力義務を課す。 【新規】	<u>生活介護事業者《自立訓練事業者》は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</u>
47	通勤訓練の実施 【①指定基準：第167条の2】	就労移行支援事業者に対し、利用者の通勤のための訓練を実施することを義務付け。 【新設】	指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(2) 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (2)

※二重下線は改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
1	従業者の員数に関する特例 【②施設指定基準: 第6条】	福祉型障害児入所施設に係る人員基準を満たすことをもって、指定障害者支援施設の人員基準を満たしているとみなす規定の削除。	【削除】
2	設備に関する特例 【②施設指定基準: 第10条】	福祉型障害児入所施設に係る人員基準を満たすことをもって、指定障害者支援施設の設備基準を満たしているとみなす規定の削除。	【削除】
3	福祉型障害児施設と障害者支援施設の一体的な運営の特例 【附則】	上記①、②の特例について、 <u>平成33年3月31日</u> までは従前通り運営できる旨を附則に追記。	<u>この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第6条及び第10条の規定の適用を受けている指定障害者支援施設については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。</u>